

# 事務局説明資料

# 本日の議論のポイント

1. 通関士の有効活用について
2. 検認の透明性向上について
3. その他（アップデート、サプライチェーン全体の協力推進）
  - 各業界の新規利用開始事例含むEPA利活用やデジタル化等の状況のアップデート
  - サプライヤーへの情報の整理・周知の課題
  - 累積活用の活性化に向けた課題
  - 中小企業支援施策の強化

# 検認の透明性向上について

- EPAの利活用促進における壁の一つが検認の存在。**EPA特恵税率の適用を否認されるリスクから、EPAの利活用を躊躇するケースあり。**
- 背景として、**検認の実態が十分に明らかになっていない**点に課題あり。検認の実態を明らかにして透明性を高めることで、EPA利活用促進を目指すべきではないか。
- 今後、EPA活用推進会議の委員・オブザーバーの皆様にご参画いただき、**「検認WG」を設置し、各業界、各協定ごとに、いつ、どの程度の期間で、どのように検認が行われたか等の検認の実態について、実例に基づくモデルケース・事例集を作成し、公表してはどうか。**

# サプライヤーへの情報の整理・周知の課題

- 原産地証明書の作成にあたり、サプライヤーへの事情説明、協力依頼、資料提示等に難しさを感じる企業が依然として多い。
- 既存の資料やフォーマットで十分に足りているのか、改善事項があればご意見をいただきたい。

## サプライヤーへの説明資料の例

JAFTAS業界共通  
(サプライヤー編)

EPA相談デスク  
E-learning

業界共通

EPA原産資格調査に関する運用マニュアル

サプライヤー

VI : サプライヤー証明書とは? デミニマスルールとは?

EPA利用のための原産地証明 ~初心者ガイド~

VI : サプライヤー証明書とは? デミニマスルールとは?

2023年9月1日  
東京共同会計事務所

1 / 29

©2023 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

マニュアルに対応した「サプライヤー証明書」のフォーマット（エクセル）も用意

## サプライヤー証明書のフォーマット（記載例）

経済産業省 ガイドライン

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

### 5. 参考

#### サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名<sup>※</sup>、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

※生産者とサプライヤーとの間で物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要。供給先名を省略した場合には、検証等に備えて生産者とサプライヤー間の取引関係を示す書類を保存しておく必要があります。

(生産者) 記		年 月 日	
		(サプライヤー名)	
		法人名	
		住所	
		部署名	
		氏名	
		連絡先	
当社の下記産品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。			
記			
(該当する産品)	品名	製造番号	HSコード
	(英文)	(型番)	(判定基準)
			生産場所
			(住所・工場名)
〇〇	AB1122/CD-1	〇〇〇〇	CTC
			(項変更)
			〇〇県〇〇市〇〇
			△△工場
〇〇	EF3344/GH-II	〇〇〇〇	VA
			(基準値40%以上)
			〇〇県〇〇市〇〇
			本社工場

#### 留意事項

- サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。
- サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。  
<例>V Aルールの場合  
 自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼する など
- 設計、仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。
- 締約国当局からの検証等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

18

その他、EPA活用推進会議の「原産判定基準・条件明確化」のページにもフォーマット（エクセル）を掲載

# 累積活用の現状について

## 第三者証明における累積の活用実績（協定発効以降）

- RCEP：モノの累積について約**1,000件**の活用実績あり。主に38類、39類、68類、84類、95類等で活用。
- 次いで、**日尼（約90件）**、**日墨（約60件）**と活用件数が多く、日豪、日比、日ペルーでも活用実績あり。

## 企業からの声

- **相手国産材料の「原産地証明書（CO）」を相手国から入手することが難しい**。特に、輸出する産品が輸入国で無税となる場合、輸出国側でCOを発行してもらえない場合がある。COに代替する資料として**海外の取引先からの「サプライヤー証明書」が認められていない**。（モノの累積）
- **根拠資料として、何をどこまで用意しておけばいいかわからない**。（モノの累積/生産行為の累積）
- 取引先から**根拠資料（対比表、計算ワークシート、価格資料等）を入手することが困難**。（モノの累積/生産行為の累積）

必要書類	第三者証明	自己証明
モノの累積	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸入時の同協定に基づくCOの写し</li><li>・ 原産品であることを示すその他の資料（対比表や計算ワークシート）等</li></ul> ※保存書類ガイドラインに明示	日豪、日EU、日英、CPTPPいずれも協定上の具体的な規定なし。
生産行為の累積	<ul style="list-style-type: none"><li>①非原産材料の製造に使用された原産材料価格について考慮する場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ 非原産材料に使用された材料が原産であることを裏付ける資料</li><li>・ 材料を生産したメーカーによる誓約書、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等</li></ul></li><li>②締約相手国の生産コスト等を考慮する場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ 材料を生産したメーカーによる誓約書、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等</li></ul></li></ul> ※保存書類ガイドラインに明示	日EU・日英：附属書三-Cに規定される情報を <u>サプライヤーから入手</u> しなければならない。  日豪、CPTPP：協定上の具体的な規定なし。